

伊丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定による後見開始の審判等の請求の申立てに要する費用及び成年後見人等の報酬を負担することが困難である者に対し、予算の範囲内において、当該費用等の全部又は一部を補助することにより、成年後見制度の利用を促進し、もって高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助金の種類)

第2条 この要綱による補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申立費用補助金

(2) 報酬補助金

2 前項第1号の申立費用補助金による補助の対象は、民法第7条の後見開始の審判、同法第11条の保佐開始の審判、同法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する旨の審判、同法第15条第1項の補助開始の審判、同法第17条第1項に規定する補助人の同意を要する旨の審判、同法第876条の4第1項の保佐人に代理権を付与する旨の審判又は同法第876条の9第1項の補助人に代理権を付与する旨の審判の請求（以下「審判請求」という。）の申立てに係る費用とする。

3 第1項第2号の報酬補助金による補助の対象は、民法第862条に基づく後見人の報酬、同法第852条において準用する同法第862条に基づく後見監督人の報酬、同法第876条の3第2項において準用する同法第862条に基づく保佐監督人の報酬、同法第876条の5第2項において準用する同法第862条に基づく保佐人の報酬、同法第876条の8第2項において準用する同法第862条に基づく補助監督人の報酬及び同法第876条の10第1項において準用する同法第862条に基づく補助人の報酬の額とする。

(申立費用補助金の対象者)

第3条 申立費用補助金を受けることができる者は、審判請求を申

し立てようとする者であって、当該申立ての対象となる本人（以下この条において「被申立人」という。）が次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、次条に規定する額について、被申立人が家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条2項の規定により申立費用の全部又は一部の負担を命じられた場合（被申立人自らが申立てを行うときは、被申立人が申立費用を負担できると市長が認める場合）は、この限りでない。

(1) 市内に居住している者（次項に規定する者を除く。）で次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

イ 次条の規定による費用を負担するとすれば、生活保護法の規定による保護を必要とする状態となる者

ウ ア又はイに準ずる者として市長が認める者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所している者（以下「住所地特例対象施設入所者」という。）で同法同条同項又は第2項の規定により本市の介護保険の被保険者である者（以下「本市の介護保険の被保険者」という。）であって、前号アからウまでのいずれかに該当する者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設に入所している者（以下「特例施設入所者」という。）で同法同条同項又は第4項の規定により本市の介護給付費等の支給決定を受けている者（以下「本市の介護給付費等の支給決定を受けている者」という。）であって第1号アからウまでのいずれかに該当する者

2 次の各号のいずれかに該当する者については申立費用補助金の対象者としなない。ただし、関係市町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときであって、前項第1号アからウのまでのいずれかに該当する場合は申立費用補助金の対象者とすることができ

る。

(1) 市内の住所地特例対象施設入所者で本市の介護保険の被保険者でない者

(2) 市内の特例施設入所者のうち、本市の介護給付等の支給決定を受けている者でない者

(申立費用補助金の額)

第4条 申立費用補助金の額は、診断書の作成費用、印紙代、予納切手代、登記に係る費用及び精神鑑定料に相当する額を合計した額とする。

(報酬補助金の対象者)

第5条 報酬補助金を受けることができる者は、民法の規定による成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）である者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、その者の後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」という。）がその者の配偶者又は親族（以下「配偶者等」という。）である場合は、この限りでない。

(1) 市内に居住している者（次項に規定する者を除く。）で次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

イ 報酬補助金の交付を受けたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者

ウ ア又はイに準ずる者として市長が認める者

(2) 住所地特例対象施設入所者で本市の介護保険の被保険者であって、前号アからウまでのいずれかに該当する者

(3) 特例施設入所者で本市の介護給付等の支給決定を受けている者あって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

2 次の各号のいずれかに該当する者については報酬補助金の対象者としなない。ただし、関係市町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときであって、前項第1号アからウまでのいずれかに該当する場合は報酬補助金の対象者としてすることができる。

(1) 市内の住所地特例対象施設入所者で本市の介護保険の被保険者でない者

(2) 市内の特例施設入所者のうち、本市の介護給付等の支給決定を受けている者でない者

(報酬補助金の額)

第6条 報酬補助金の額は、家事事件手続法別表第1第13項、第31項及び第50項に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）により家庭裁判所が決定した額に、次項に定める補助対象期間の日数を報酬付与の審判に係る事務の期間の日数で除した数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。ただし、28,000円（本人が施設等入所者である場合は、18,000円）に当該補助対象期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月に切り上げた月数とする。）を乗じて得た額を上限とする。

2 報酬補助金の補助対象期間は、報酬付与の審判に係る事務の期間のうち、報酬付与の審判があった日の13月前の応答日から報酬付与の審判に係る事務の期間の末日までの期間とする。

(補助金の申請)

第7条 申立費用補助金を受けようとする者は、審判請求を行う前にあらかじめ、伊丹市成年後見制度補助金交付申請書（様式第1号）に、家庭裁判所が定める審判請求の申立てに必要な書類のうち、被後見人等に係る診断書の写し及び被後見人等の財産状況が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 報酬補助金を受けようとする者は、家庭裁判所の報酬付与の審判があった日から2月以内に伊丹市成年後見制度補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 報酬付与の審判書の写し

(2) 被後見人等の生活状況等（収入及び資産状況を含む。）を記載した書類

3 前項の規定による申請について、第5条に規定する対象者が死亡した場合は、報酬付与の審判書により報酬を付与するとされた

後見人等を対象者とすることができるものとする。ただし、補助金の額は第6条に規定する額のうち遺留資産で不足する額に限る。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに申立費用補助金又は報酬補助金（以下「補助金」という。）の交付の可否を決定し、伊丹市成年後見制度補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助金の申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、伊丹市成年後見制度補助金請求書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、申立費用補助金にあつては請求のあつた後速やかに交付決定者に直接交付する方法により、報酬補助金にあつては当該請求のあつた日から1月以内に交付決定者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により、それぞれ交付するものとする。

(補助金の使途)

第11条 補助金の交付を受けた者は、交付された補助金を第4条及び第6条に規定する使途以外に使用してはならない。

(領収書等の提出)

第12条 申立費用補助金の交付を受けた者は、審判請求の申立てを行った後、速やかに、伊丹市成年後見制度補助金使途報告書（様式第4号）に領収書の写しその他の当該申立てに要した費用の額を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申立費用補助金の交付を受けた者は、前項の規定による報告書を提出するときに市が交付した補助金に残金がある場合は、市長の定める期日までに残金を市に返還しなければならない。

(補助の取消し及び返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、伊丹市成年後見制度補助金交付決定取消通知書（様式第5号。以下この条において「取消通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消され、取消通知書を受領した者は、市長の定める期日までに補助金を市に返還しなければならない。

（細則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の伊丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定による報酬補助金の申請は、この要綱の施行の日以後に報酬付与の審判のあった報酬について適用し、同日前に報酬付与の審判のあった報酬については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の伊丹市成年後見制度利用支援事業実施

要綱（以下「改正後の実施要綱」という。）第3条の規定は，施行の日以後に申立補助金の申請をする者に適用し，同日前に補助金の申請をする者については，なお従前の例による。

- 3 改正後の実施要綱第5条の規定は，施行の日以後に報酬付与の審判のあった報酬について適用し，同日前に報酬付与の審判のあった報酬については，なお従前の例による。

付 則

この要綱は，令和5年3月27日から施行する。

様式第1号

伊丹市成年後見制度補助金交付申請書

年 月 日

伊丹市長様

申請者住所

氏名

(対象者との関係)

伊丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、
補助金を申請します。

記

1 対象者名

2 補助金の種類 (いずれかに○をしてください。)

(1) 申立費用補助金 (2) 報酬補助金

3 補助金交付申請額

円

4 添付書類

(申立の補助の場合)

ア 診断書の写し

イ 財産状況が確認できる書類

(報酬の補助の場合)

ア 報酬付与の審判書の写し

イ 心身の状況及び生活状況等 (収入及び資産状況を含む。) を
記載した書類

様式 2 号

伊丹市成年後見制度補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日付けで申請のあった伊丹市成年後見制度利用
支援事業実施要綱第 8 条の規定に基づく伊丹市成年後見制度補助金の
交付については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 対象者名

2 交付の可否 可 ・ 否

3 補助金交付決定額 円

4 否の理由

様式第3号

伊丹市成年後見制度補助金請求書

年 月 日

伊 丹 市 長 様

請求者住所

氏 名 ⑩

(対象者との関係)

伊丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定に基づき、
下記のとおり補助金を請求します。

記

1 対象者名

2 補助金の種類 (いずれかに○をしてください。)

(1) 申立費用補助金 (2) 報酬補助金

3 補助金請求額 金 円

4 振込先

5 預金種別

6 口座番号

7 口座名義人

様式第4号

伊丹市成年後見制度補助金使途報告書

年 月 日

伊 丹 市 長 様

報告者住所

氏 名

(対象者との関係)

伊丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定に基づき、
補助金の使途を下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------|-----------------|---|
| 1 | 補助金交付額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金支出額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金返還額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | 領収書等の写し(別添のとおり) | |

伊丹市成年後見制度補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

年 月 日第 号で決定した伊丹市成年後見制度補助金の交付については、伊丹市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条第1項の規定に基づき、取消しましたので通知します。

よって、既に交付した補助金のうち、下記の返還すべき補助金の額を返還して下さい。

記

1 対象者名

2 返還すべき補助金の額 円

3 取消理由